

令和2年5月26日

湯河原町立小・中学校  
保護者の皆様

湯河原町教育委員会教育長

### 学校教育活動の再開について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症対策による学校の臨時休業の実施について、保護者の皆様のご理解ご協力をいただきありがとうございます。

国における緊急事態宣言などを受け、4月から町立小・中学校を臨時休業としていたところですが、5月25日（月）の緊急事態宣言が解除されたことなどにより、本町教育委員会は、令和2年6月1日（月）から町立小・中学校の教育活動を再開することとしました。

なお、教育活動の再開については、社会全体が長期間にわたり新たなウイルスとともに生きていかなければならないという認識に立ち、そのうえで子どもの健やかな学びを保障するために、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するための感染症予防対策を講じて、段階的に教育活動を再開していきますので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

また、今後の状況等によっては、教育活動の実施内容を変更しなければならないことがありますので、その際には改めてお知らせします。

#### 1 教育活動の再開について

- ・令和2年6月1日（月）から

※児童生徒の健康管理、環境衛生等に配慮し、段階的に授業等を実施します。

#### 2 感染症対策について

- ・「3密」を防ぐ等、可能な限り感染症のリスクを低減するための対策を講じます。

#### 3 家庭における健康管理について

- ・毎朝、家庭での検温及び健康観察を行ってください。
- ・登校の際にはマスクの着用とハンカチ・ティッシュ（手洗い、咳エチケットの徹底のため）の持参をお願いします。
- ・熱中症の予防や、水道場における感染症予防の観点より、水分補給のための水筒を持参するようお願いします。
- ・発熱等の風邪症状が見られる児童生徒については自宅で休養するようにしてください。

い。

※発熱や咳、体の強いだるさなどで登校できなかった場合や、基礎疾患等のある児童生徒が感染予防のために欠席する場合、保護者の意向により感染予防のために欠席する場合においても「欠席」の扱いにはなりませんので、学校にご相談ください。

#### 4 今後の学習について

- 感染リスクの低減や児童・生徒の負担軽減、学習の保障等の観点を踏まえたうえで指導計画を立て、時間割を編成します。

#### 5 夏季休業について

- 8月1日（土）～23日（日）とします。

#### 6 給食について

- 6月15日（月）から実施する予定です。  
※当面の間、配膳時間の短縮等を考慮し、配膳しやすい献立となるような工夫をします。ご理解くださるようお願いいたします。

#### 7 部活動について

- 生徒の健康・安全を考慮し、感染症対策を行ったうえで、リスクの低い活動から徐々に実施していきます。

#### 8 体調不良の児童生徒への対応について

- 学校で発熱等の風邪症状がみられた場合は早退の判断をし、保護者へ連絡します。症状がなくなるまで自宅で休養するようにしてください。

事務担当  
教育委員会事務局学校教育課  
電話番号 62-1100